**「常勤の雇用契約を結ばない農業研修生を受け入れる場合、**

**その研修生に対し支援制度がある」という内容です。**

※事業内容については変更となる場合があります。

　　　令和５年度新規就農者育成総合対策（就農準備資金）要望調査について

　　　（農業研修生に対する支援事業）

**受付期間　　　令和５年２月１４日（火）まで**

記

　１　事業名　令和５年度　新規就農者育成総合対策（就農準備資金）

　　　　　　　　　【農水省HP】

<https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html>

　２　事業内容　次世代を担う農業者となることを志向する４９歳以下の者に対し、

就農準備段階を支援する資金の交付を行います。

　３　資金交付額　交付期間１年につき最大１５０万円（交付期間最長２年間）

　　　　　　　　　※研修生本人に対し交付

　４　補助対象者　①就農予定時の年齢が、原則４９歳以下であり、次世代を担う農業者と

　　　（研修生）　　なることについての強い意欲を有していること

の要件　　②独立・自営就農または雇用就農を目指すこと

親元就農を目指す者については、研修終了後５年以内に経営を継承するか又は農業法人の共同経営者になること

**※また、本事業では３親等以内の親族のもとでの研修は認められていません。（親元での研修等は対象外）**

③都道府県等が認めた研修機関等（**先進農家、先進農業生産法人含む**）で概ね１年以上（１年につき概ね１，２００時間以上）研修すること

**④常勤の雇用契約を締結していないこと**

**※雇用契約を結ぶ場合の研修を支援する制度として「雇用就農資金」がございますのでそちらをご活用願います。（要望調査があり次第通知します）**

⑤生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと

⑥当該研修生の前年世帯所得が原則６００万円以下であること

⑦研修中の事故等による怪我に備え、交付期間開始までに傷害保険に加入すること

５　要望方法　役場産業振興課農政グループ担当宛てに期日までにご連絡願います。

※受入予定となる研修生の氏名、性別、年齢、受入（研修）開始予定日、連絡先、２年間の研修後の就農予定（独立・自営就農、雇用就農のうちどれを予定しているか）等を聞き取らせていただきます。

　　　　　　　　その後、（公財）北海道農業公社に対し当方より要望提出を行います。

６　留意事項　●要望後、役場担当との面談の実施及び研修生と受入を行う農業者とで研修計画等の作成が必要となります。

　　　　　　　　●年２回、研修生から町に対し研修状況報告書の提出及び研修実施状況確認（面談及び現地確認）の実施が必要となります。

　　　　　　　　●資金は原則年２回に分けて交付を行います。

●上記「補助対象者の要件」を満たさなくなった場合及び研修を途中で中止した場合並びに適切な研修が行われていないと認められた場合等には資金の交付停止及び既交付額の返還が必要となることをご留意願います。

**●２年間の研修終了後、研修生が１年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合にも既交付額の返還が必要となります。**

【連絡先】

南幌町役場産業振興課農政グループ　担当：林

電話：０１１－３９８－７１５１（直通）

FAX：０１１－３７８－２１３１